

岩手県告示第745号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成20年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 高松四丁目
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
盛岡市	高松	四丁目	303番1	標柱1号、8号から18号まで
			303番123	標柱2号及び3号
			246番17	標柱4号
			304番3	標柱5号
			303番61	標柱6号
			303番60	標柱7号